

J R 東海労幹関西地「発」第 1 3 号  
2 0 2 1 年 5 月 1 0 日

株式会社関西新幹線サービック  
代表取締役社長 小寺 忠幸殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部  
執行委員長 小林 國博

休業である自宅待機に課題を課せて提出を強要することはやめることと  
これまで課題提出を強要したことに対する謝罪を求める緊急申し入れ

4 月 21 日、私たち J R 東海労新幹線関西地本と関西新幹線サービックとの間  
で、「発」第 9 号、第 10 号、第 11 号、第 12 号に基づく団体交渉を開催した。

団体交渉において、自宅待機は雇用調整助成金を受給していることが判明し  
た。雇用調整金を受給していることは、自宅待機は休業であることも判明した。  
また、関西新幹線サービック労働組合との間で休業協定書を締結しているが、教  
育訓練協定書は締結していないことも判明した。

休業である自宅待機に業務指示は出せないはずであるが、第一事業所と鳥飼事  
業所において業務指示によって課題を課せて提出を強要している。さらに、鳥飼  
事業所においては、課題（プリント）の作成時間を指示している。

休業に業務指示は出せないにもかかわらず、歴然と業務指示がまかり通って  
おり、断じて認めることはできない。休業に業務指示を出していることは、雇用調  
整助成金を不正に受給していることにもなる。

また、萩原組合員と柿本組合員の課題未提出に対する制裁として、自宅待機か  
ら除外するといった許しがたい対応も行っている。

よって、以下のとおり緊急申し入れを行うので、早急に誠意ある対応をするこ  
と。

## 記

1. 第一事業所において、5 月 6 日から実施される休業である自宅待機に、業務  
指示によって課題を課せて提出を強要することは出来ない。したがって、課 題  
を課せて提出を強要することはやめること。

2. 休業である自宅待機に業務指示を出せないにもかかわらず、これまで業務  
指示で課題を課せて提出を強要したことの事実を認め、該当したすべての社 員  
等に対して謝罪すること。その場合、小寺社長と関係箇所長の連名による 謝罪  
の掲示を関係箇所において掲出すること。

3. 萩原組合員と柿本組合員に対する、課題未提出を理由として自宅待機から  
除外したことの事実を認め、小寺社長と竹腰第一事業所長および山崎第一事 業  
所副所長が直接二人に対して謝罪するとともに、第一事業所において謝罪 の掲  
示を掲出すること。

以上